

救護施設とは

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第2項）

経 過

本市が所管する救護施設について、施設のあるべき定員規模や入所者ニーズの変化、建物の老朽化等の状況を勘案し、事業の継続性や今後の施設整備の方向性など、今後10年程度を見据えた救護施設のあり方や活用方針を検討・決定することとなった。

救護施設の運営やホームレス支援等に知見を有する有識者から意見を聴取することを目的に令和6年度から開催し、2年間の検討を踏まえ、今般報告書を取りまとめた。

施設の現状

- 本市所管施設数：13施設（市内8、市外5施設）
うち定期建物賃貸借契約施設：4施設（R10.3月契約満了）
うち定期借地契約：1施設（R50.3月契約満了）
- 定員数：1,428名（入所者数：1,446名）
- 築年数：3年～61年

有識者会議

会議は、有識者6名で構成し、計11回開催。
検討にあたっては、会議での議論に加えて、実態把握を目的としてアンケート調査及びインタビュー調査（個別・グループインタビュー）を実施し、得られた結果を踏まえて論点整理及び意見集約を行った。

◇アンケート調査

調査対象	回答件数
施設（13施設）	13件
入所者（12施設）	1,404名
退所者（12施設）	538名
実施機関（25カ所）	571名

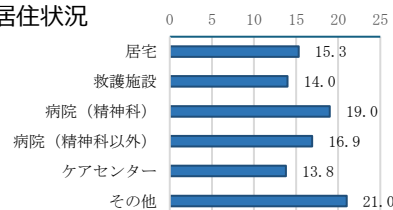
◇インタビュー調査

調査対象	回答人数
施設職員（13施設）	35名
入所者（12施設）	31名
退所者（9施設）	20名
実施機関（7カ所）	31名

実態調査結果

アンケート調査抜粋

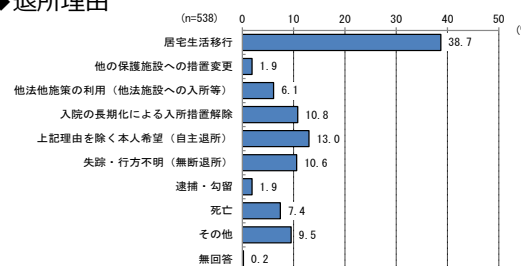
◆入所前の居住状況



◆入所期間

	大阪市		全国	
	件数	割合	件数	割合
1年未満	370	26.4%	1,552	13.4%
1年以上2年未満	207	14.7%	1,331	11.5%
2年以上3年未満	197	14.0%	976	8.4%
3年以上4年未満	79	5.6%	837	7.2%
4年以上5年未満	82	5.8%	630	5.4%
5年以上10年未満	272	19.4%	2,221	19.2%
10年以上	197	14.0%	4,028	34.8%
合計	1,404	100.0%	11,575	100.0%
平均	4年8か月		11年2か月	
最大	36年1か月		62年3か月	

◆退所理由



インタビュー調査抜粋

救護施設に求められる課題について

- 個室化（プライバシーの確保、多様な入所者、感染症の拡大防止 等）は急務である。
- DV案件など女性の受け入れ体制の整備が必要である。

救護施設と実施機関における連携についての意見

- 施設職員が実施機関に求める役割と、実施機関が施設側に求める役割の認識が合っていないため、互いの役割を明確にする必要がある。
- 個別支援計画と援助方針とのすり合わせを通じて、連携をより強固なものにしていきたい。

有識者からの提言

提言 1 多様な背景と困難を持つ利用者に対応可能な施設づくり

～利用者像の多様化と複合課題に対応し、救護施設の専門性の確立と切れ目ない支援体制・居住環境を整備～

提言 2 安定した施設運営の実現

～当面は定員を維持し入所調整の課題を改善。救護施設の専門性を明確化し人材育成と処遇改善で運営を安定化を図る～

提言 3 段階的な個室化や設備改修の推進

～段階的に個室化・改修を進め、定員減や費用負担に配慮。バリアフリーやWi-Fi等も整備し、専門家活用等で支援～

提言 4 救護施設と実施機関における連携強化と専門性向上

～救護施設と実施機関の認識差や情報共有不足を解消し連携を強化。研修等で専門性を高め、多機関連携で切れ目ない支援を実現～

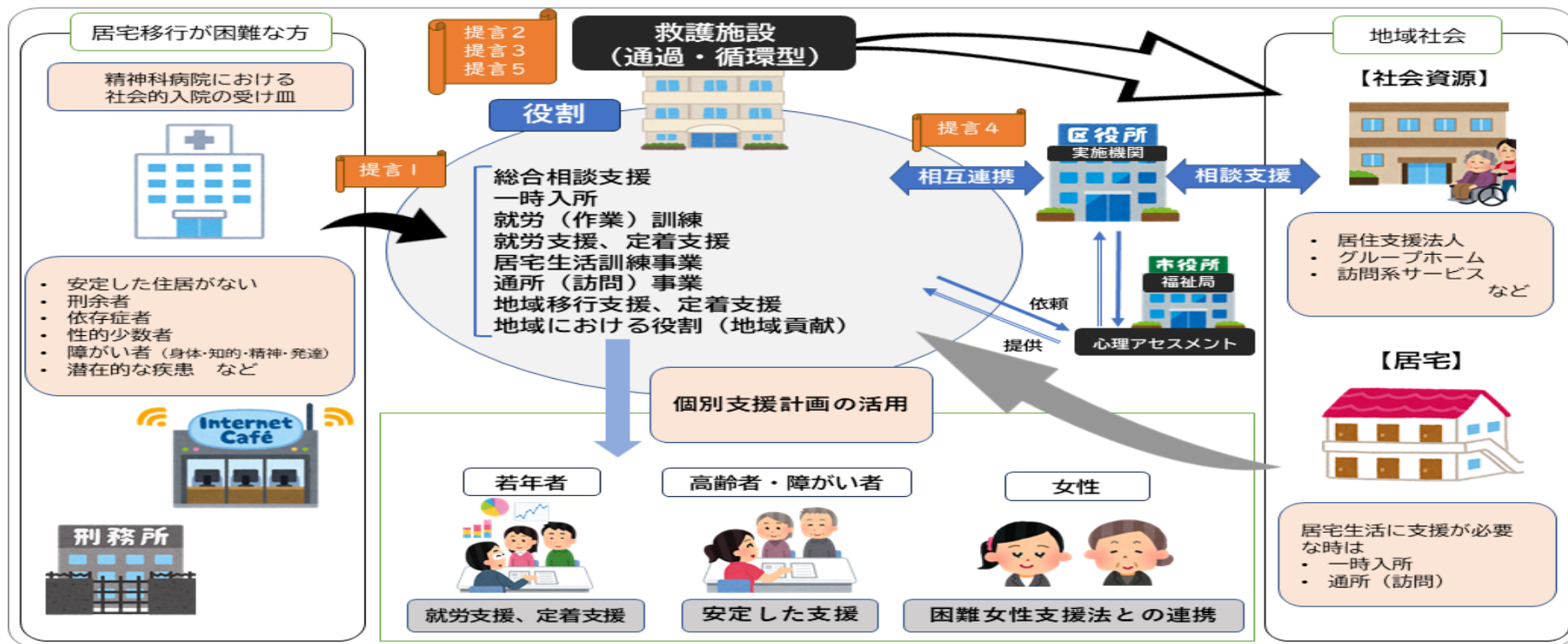
提言 5 定期建物賃貸借契約施設の継続活用

～定期建物賃貸借契約を締結している施設は、今後も事業継続が必要。時代の変化や利用者ニーズの変動に応じて、運営・設備の改善を適宜図る～

提言 6 “大阪モデル”の普及と推進

提言 6

“大阪モデル”（今後の救護施設がめざす姿）



有識者からの提言を踏まえ、救護施設の活用方針を決定する